

第5章

研修・訓練

第5章では、指定福祉避難所に関する周知を図るための研修や、開設・運営に必要な対応力を身につけるための訓練の企画・運営の内容やポイントについて説明します。

記載内容をもとに、研修や訓練の実施について検討し、指定福祉避難所の開設・運営に関する取組の実効性を高めましょう。

第5章 目次

1.研修の実施	74
(1) 研修の対象者と内容	74
(2) 研修の種類・方法	74
2.訓練の企画・実施	76
(1) 訓練の対象者と内容	76
(2) 訓練の種類・方法	76

1. 研修の実施

指定福祉避難所に関する周知を図るための研修や指定福祉避難所の開設・運営に関する理解を図るための研修を企画し、実施します。

(1) 研修の対象者と内容

指定福祉避難所に関する研修は、主に広く住民等を対象とする場合と市町職員や施設管理者等を対象とする場合があります。目的と対象者に応じて、その内容は様々です。

特に、実施が求められる研修として、「広く住民等を対象とする指定福祉避難所に関する理解のための研修」と「指定福祉避難所の運営関係者等を対象とする必要知識の習得のための研修」があげられます。

目的	対象者	主な内容
指定福祉避難所に関する理解	市民、自主防災組織、支援団体、医療・保健・福祉サービス提供者等	<ul style="list-style-type: none">指定福祉避難所の位置づけ、役割、機能要配慮者の受入れ及び生活支援の流れ地域の指定福祉避難所の名称、受入対象者等の情報要配慮者の避難誘導や避難生活における支援の必要性 等
指定福祉避難所に関する基礎的な理解	市町職員	<ul style="list-style-type: none">指定福祉避難所の位置づけ、役割、機能指定福祉避難所の開設条件、受入対象者市町職員としての心構え 等
開設・運営に関する知識・スキル習得	市町職員（全般管理側）	<ul style="list-style-type: none">指定福祉避難所における市町職員及び施設職員の役割開設から閉鎖にかかる取組の流れとポイント市町側と施設側の連携が必要な事項様々な要配慮者の特性とそれに応じた接し方 等
	施設管理者・職員（施設管理）	<ul style="list-style-type: none">指定福祉避難所における市町職員及び施設職員の役割開設から閉鎖にかかる取組の流れとポイント市町側や他施設との連携が必要な事項開設・運営に向けた平常時における取組
指定福祉避難所の理解及び避難の方法等確認	要配慮者及びその家族	<ul style="list-style-type: none">指定福祉避難所への避難のタイミング、方法、避難経路、避難にあたっての留意事項等避難する際の持出品の準備・確認平常時における支援者との関係性の構築の必要 等

(2) 研修の種類・方法

研修の種類・方法の代表的な例として、次があげられます。これらの方法を組み合わせるなどして、対象者と内容に応じた適切な研修方法で実施します。

【実施方法の例】

- セミナー : 講師(専門家や市町職員)による講義・説明
- ワークショップ : 関係者による討議・意見交換等を通じて内容や方法について学ぶ
- 机上訓練・イメトレ : 災害時の状況などを想定しながら、机上で対応をイメージしたり考える

企画例 「福祉避難所に関する理解のための研修」

● 目的

- ・ 要配慮者の避難誘導や避難生活に対する支援の必要性を確認するとともに、指定福祉避難所の役割やルールについて理解する。

● 研修の対象者

- ・ 地域住民(自主防災組織、支援者)

● 内容

- ・ 要配慮者の特性と避難誘導・避難生活に必要な支援
- ・ 指定福祉避難所の役割
- ・ 市町内の指定福祉避難所とそれぞれの受入対象者
- ・ 市町における住民の災害時の避難の流れと支援の必要性



point



日頃の施設利用者や家族に理解しておいてもらうことも重要！

- ✓ 日頃から施設を利用している者や家族等に対して、当該施設が指定福祉避難所であることや、指定福祉避難所の趣旨について説明することが望まれます。事前に理解してもらうことで、災害時に混乱を生じさせず、スムーズな指定福祉避難所の運営につながります。

企画例 「開設・運営方法の理解・検討ワークショップ」

● 目的

- ・ 指定福祉避難所の概要と取組を理解した上で、実際の指定福祉避難所の開設・運営にかかる取組内容をイメージし、運営上で留意することについて検討する。

● 研修の対象者

- ・ 市町職員、施設管理者(民間)

● 内容

- ・ 指定福祉避難所に関する市町の取組と、施設の関わり・役割
- ・ 指定福祉避難所の開設から閉鎖にかかる取組の流れ
- ・ 指定福祉避難所の開設・運営に向け、平常時から取り組むこと



point



関係者で相互理解を深めることも重要！

- ✓ 市町職員と社会福祉施設等の民間施設はもちろん、地域住民、要配慮者等、幅広い関係者が参加できる機会を設け、要配慮者支援対策について相互に理解を図ることで、災害時における指定福祉避難所の円滑な開設・運営につながります。

2. 訓練の企画・実施

災害時に指定福祉避難所の迅速な開設と円滑な運営を行うために必要な対応力(スキル)を身につけ、その能力向上をはかるための訓練を企画、実施します。

(1) 訓練の対象者と内容

指定福祉避難所に関する訓練は、災害時に指定福祉避難所の開設・運営に携わる市町職員や施設管理者が主な対象となり、開設・運営の各段階の活動に必要なスキル習得を目的とした内容を基本とする訓練の実施が求められます。

市町側、施設側のそれぞれが役割に応じた対応力を身につける訓練とともに、特に、市町と施設間の連携力を高める訓練の実施を通じて、実践力や連携力の強化をはかることも必要です。

【主な内容】 下表の訓練内容を単発で実施したり、いくつかを組み合わせる実施します。

	機能別訓練の内容	主な対応	
		全般管理側	施設管理側
開設準備	開設準備	<ul style="list-style-type: none"> 開設に向けた調整 開設の要請・周知 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全性の確認・報告 受入スペースの準備・施設環境の整備(居場所・寝床)
受入れ	開設・受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 受入状況の把握・整理 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の受入れ 名簿の作成、報告
運営	運営・要配慮者の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 開設・運営状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の配置 避難者の健康管理 運営体制の見直し
	物資等調達	<ul style="list-style-type: none"> 物資・器材の調達・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 物資・器材の要請
	人材確保調整	<ul style="list-style-type: none"> 人員等の確保・調整 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の配置 人員等の応援要請
閉鎖	緊急入所等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 緊急入所・入院先の調整 移送手段の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 移送対象者の選定

(2) 訓練の種類・方法

訓練の種類・方法の代表的な例として、次があげられます。対象者と内容を踏まえ、これらの方法を選択して実施します。

【実施方法の例】

- **ドリル**: 職員の一人一人のレベルで取り組む仕事(個々の対応)に必要なスキルを習得
(例) 要請・連絡、報告、寝床の組み立て
- **機能訓練**: 組織レベルや組織間レベルで取り組む業務(一定のまとまりや連続した仕事)の遂行に必要なスキルを習得
(例) 開設準備、受入調整・受入れ
- **総合訓練**: 関係する組織や機関が参加して、実施手順、連携・調整などを確認し、組織間の対応力を身につける。

事例 「(機能訓練)開設準備」の実施例

京都府福知山市では、公設福祉避難スペースにおける運営について手順等を確認し、習熟を図ることによって避難の受入れに対して準備を行うとともに、アフターコロナを踏まえた避難場所の再設定や、過去の事例を踏まえた受入れ・運営に関するルール等について改めて検討する機会として、開設訓練を実施しています。

【訓練概要】

- 参加者：
福祉保健部、危機管理室、避難所派遣員、
京都府保健所 他
- 訓練想定：
全市域に対する警戒レベル3「高齢者等
避難」の発令と、全広域避難所の開設の
決定
- 訓練内容：
各部屋・グループに分かれての避難者受
入訓練、対応困難者のシミュレーション
訓練



福祉避難スペース設置訓練



福祉避難スペース設置訓練

折りたたみ式のベッドもあるが、今回は段ボールベッドを使用する想定で組立訓練



避難所受付運営訓練



避難所受付運営訓練

避難者のADLなどを考慮し、可能な限りの避難環境の整備を検討する

事例 「(総合訓練)開設準備から運営」の実施例

廿日市市では、土砂災害の発生を想定し、社会福祉施設と市災害対策本部が一体となり、相互の連携と防災意識の高揚を図り、災害時に迅速な福祉避難所の開設及び的確な運営が展開できるよう、市民センター及び特別養護老人ホームで福祉避難所の開設訓練を実施しています。

【訓練概要】

- 訓練想定：
市内への警戒レベル3「高齢者等避難」の
発令、要配慮者は、「レッドゾーンに居住
する認知症の高齢者(介護認定を受けて
いない)、家族あり、移手段を持たない
世帯」を想定
- 訓練内容：
対象者の避難、対象者の状況把握、福祉
避難所の開設要請、開設・避難者受入れ、
健康管理、緊急入所などへの対応、日報
作成、福祉避難所閉鎖



指定避難所へ避難



段ボールベッドの組立て



指定避難所から福祉避難所へ対象者を移送



受入名簿の作成

point



訓練を通じてマニュアルの検証・改善！

- ✓ 訓練の実効性を高めるため、施設の案内やワークショップの実施など、本人や家族が参加しやすいよう工夫します。
- ✓ 訓練実施後には、参加者へのアンケートや意見交換等の「ふりかえり」を行い、改善事項を共有することで、指定福祉避難所の運営体制やマニュアル等を検証し、その改善・充実を図ります。

